



平成 25 年 1 月 24 日

各 位

上場会社名 日本ペイント株式会社
代表者 代表取締役社長 酒井 健二
(コード番号 4612 東証、大証、名証第 1 部)
問合せ先責任者 執行役員総務部長
赤木 勤
(TEL 06-6455-9141)

当社株式の大規模買付行為に関する提案書の概要と 今後の日程に関するお知らせ

当社は平成 25 年 1 月 22 日付リリース「当社株式の大規模買付け行為に関する提案書の受領に関するお知らせ」に記載しておりますとおり、平成 25 年 1 月 21 日にニプシー・インターナショナル・リミテッド（以下、「NIL 社」）から当社株式にかかる大規模買付に関する提案書（以下、「提案書」）を受領いたしました。その概要と今後の対応について以下のとおり改めて説明させていただきます。

〔提案書提出者について〕

提案書提出者である NIL 社は、当社のアジア合弁事業パートナーであるウットラム・グループの 100%子会社となります。ウットラム・グループとは、当社が昭和 37 年にシンガポールに進出して以来、一部の例外を除き、アジア事業のパートナーとしてともに歩んでまいりました。現在では、中国・韓国・マレーシアなどアジア 12 カ国・地域において当社が展開している塗料事業・ファインケミカル事業のほとんどをウットラム・グループとの合弁事業で手がけています。日本ペイント・タイランド、日本ペイント・フィリピンは当社の連結子会社（それぞれ当社出資比率 51%、ウットラム・グループ出資比率 49%）、日本ペイント・シンガポール（ウットラム・グループ出資比率 60%、当社出資比率 40%）、日本ペイント・マレーシア（ウットラム・グループ出資比率 79%、当社出資比率 21%）は当社の持分法適用会社となるなど、地域・会社によって当社、ウットラム・グループの出資比率は異なるものの、すべての進出地域において「Nippon Paint」を代表的な商標とし、両社の合意のもと、現地企業のマネジメントはウットラム・グループ、生産・技術は当社という役割分担を旨として事業の展開を進めてまいりました。現在では、アジア事業の連結売上高は 324 億円、持分法適用会社の売上高は 1,461 億円（いずれも平成 23 年度実績）となるまでに成長しており、ウットラム・グループとのアジア合弁事業は当社にとって重要な事業であると認識しております。なお、平成 24 年 9 月 30 日時点の株主名簿における当社筆頭株主（総議決権の 14.6%、3,851 万 6,000 株）であるファースト・インダストリーズ・コープ（以下、「FIC 社」）は、ウットラム・グループの代表であるゴー・ハップジン

氏を中心とする同氏の親族が所有する企業であると、当社は認識しております。

〔大規模買付けの概要〕

提案書によれば、NIL 社は当社の普通株式 8,000 万株（総議決権の約 30.33%に相当）の取得を目指しており、当社が平成 22 年 5 月 11 日に公表した「当社株式の大規模買付け行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下、「買収防衛策」）に定めた当社取締役会評価期間の経過後、当社株式が買付け可能となった時点から 1 年間の期間内に市場での買付け、公開買付けなどの関係法令に則った買付けを予定している旨が記載されております。また、提案書には NIL 社が当社の買収防衛策を遵守する旨も記載されています。なお、NIL 社が 8,000 万株の買付けに至った場合、平成 24 年 9 月 30 日時点で FIC 社が保有している 3,851 万 6,000 株と合算すると、ウットラム・グループは当社株式 1 億 1,851 万 6,000 株（総議決権の 44.94%に相当）を実質的に保有することとなります。

NIL 社は、本件の買付けにおいて公開買付けを行う場合の対価は、提案書によれば、1 株当たり 900 円を想定しています。

なお、提案書においては、NIL 社は、本件買付けのうち、総議決権の 20%未満の部分につき、先行して市場での買付けを行うことを想定している旨、記載されております。

〔今後のスケジュール〕

当社は買収防衛策において公表しております大規模買付けルールに則り、提案書を受け取った平成 25 年 1 月 21 日以降 5 営業日以内に必要情報のリストを NIL 社に交付し、提案書に関する必要情報の提供を要請します。また、必要情報の提供が完了した後、当社取締役会としての評価期間を経て、提案書に対する当社取締役会としての意見形成等を行う予定です。

評価期間中、当社取締役会は、適宜、独立委員会の意見等を踏まえつつ、外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表いたします。また、必要に応じて NIL 社との間で提案書に関する条件について交渉し、あるいは当社取締役会として当社株主の皆様に代替案を提示することもあります。

株主の皆様におかれましては、今後の当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

以上